

北海道知事選挙・北海道議会議員選挙

投票日 4月7日(日) 午前7時～午後8時

投票できる方

● 日本国民で、平成13年4月8日までに生まれた満18歳以上の方であり、平成30年12月28日までに余市町に転入の届出(住民登録)をした方で、引き続き余市町にお住まいの方です。

※平成30年12月21日から28日までに転入された方は、平成31年3月30日以降でなければ投票できません。

また、平成30年12月7日以降に余市町から転出し、道内の市区町村に転入の届出をされた方は「引き続き道内に住所を有する旨の証明書」の提出が必要となります。

● 平成31年3月11日(月)以降に町内転居の届出をされた方は、前住所の投票所での投票になります。

投票入場券

● 選挙人名簿に記載されている住所に郵送されますので、入場券に記載されている投票所を確認し、投票の際にお持ちください。

● 投票日近くになっても投票入場券が届かないときは、余市町選挙管理委員会にご連絡ください。

投票用紙の正しい書き方

● 投票記載台の候補者氏名の掲示を確認し、「候補者1名」の氏名を書き込んでください。

※漢字の部分をかきで書いても差し支えありません。

代理投票・点字投票

● 目の不自由な方、または病気がけがなどで候補者の氏名が書けない方は、係員が代理で投票用紙に記

載することができまますので、投票所の係員に代理投票したい旨をお申し出ください。

● 点字投票をされる方には、点字器を用意していただきますので、投票所の係員にお申し出ください。

投票日当日に投票できない方

① 期日前投票

● 仕事や旅行、病気や出産などで投票日に投票所へ行くことができない見込みの方は、期日前投票ができます。

投票期間	
■北海道知事選挙	3月22日(金)～4月6日(土)
■北海道議会議員選挙	3月30日(土)～4月6日(土)
投票時間	
午前8時30分～午後8時	
場 所	
余市町役場1階ロビー	

● 期日前投票を行うには、宣誓書の記載が必要になります。

● 投票入場券が届いている方は、お持ちください。

② 不在者投票

● 町外に滞在または滞在予定の方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会でご投票ができます。

● 不在者投票を希望される方は、事前に直接または郵送による投票用紙の請求が必要となりますので、余市町選挙管理委員会でご早急にご手書きをお願いします。

● なお、投票時間については、滞在先または滞在先の市区町村選挙管理委員会にご確認願います。

郵便等による不在者投票

● 身体の障がい等により投票所へ行けない方を対象にご自宅でご投票できる制度です。

● 身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証をお持ちの方のうち、次の一定の障がい等に該当する方が利用できます。

※左表の○印が該当する方です

障害名	障害の程度		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	—	○
免疫、肝臓の障害	○	○	○

障害名	障害の程度		
	特別項症	第1項症	第2項症
両下肢、体幹の障害	○	○	○
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、肝臓の障害	○	○	○

介護状態	介護5
介護区分	介護5
戦傷病者手帳	戦傷病者手帳
介護保険の被保険者証	介護5

◎ 代理投票制度

● 郵便等による不在者投票の対象の方で、さらに次の条件に該当される場合は、本人に代わって代理人が代筆(代理記載)を行う「代理

投票制度」を利用できます。

※左表の○印が該当する方です

障害名	障害の程度		
	1級		
上肢、視覚の障害	○		

障害名	障害の程度		
	特別項症	第1項症	第2項症
上肢、視覚の障害	○	○	○

● 「代理投票制度」を利用するには、あらかじめ届出の手続きが必要ですので、詳しくは余市町選挙管理委員会にお問合せください。

● ※郵便等による不在者投票での投票用紙等の請求は、4月3日(水)までとなります。

指定施設での不在者投票

● 不在者投票ができる施設として指定されている病院・老人ホームなどに入院、入所されている方は、その施設で不在者投票をすることができます。

● 投票を希望する方は施設の担当者に申し出てください。

開票について

● 開票は、余市町総合体育館で4月7日(日)午後9時から行います。

● 参観の入場は午後8時45分の予定です。なお、入場できるのは、余市町に選挙権がある方とします。また、参観人数は、先着250人に制限します。

その他

● 投票所によってはスリッパに履き替える所がありますので、ご協力をお願いします。

● ※スリッパは、投票所に用意してあります。

● ポスター掲示場で、破損等を見かけましたら、余市町選挙管理委員会にお知らせください。

● 選挙権年齢は18歳以上になりました

● 平成28年6月に改正公職選挙法が施行され、満20歳以上だった選挙権年齢が満18歳(※)以上に引き下げられました。

● 日本国民で満18歳以上の方は国政選挙の選挙権を与えられ、さらに市区町村の区域内に3か月以上継続して住んでいれば、その地方公共団体の議員・長の選挙権が与えられ、投票することができます。

● (※) 満18歳とは、18年目の誕生日の前日の午前0時からとされています。

ルールを守って
明るい選挙・みんなの願い



問合せ 余市町選挙管理委員会
☎ 21-2134